

「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に関する御意見の募集について」
に対して寄せられた御意見について

令和 6 年 3 月 29 日
厚生労働省年金局年金課

標記につきましては、令和6年1月22日（月）から令和6年2月20日（火）までインターネットのホームページを通じて御意見を募集したところ、2件の御意見をいただきました。お寄せいただいた御意見と御意見に対する考え方は以下のとおりです。

御意見の概要	御意見に対する考え方
<p>① 改正の概要の「追納加算率を 0.6%とする」とは、「省令の別表の下欄に定める率を 0.006 とする」ことと理解してよろしいか。</p> <p>② 改正の概要の「令和2年度以前の各年度における追納加算率の改定」の内容は何か？</p>	<p>① ご理解のとおりです。</p> <p>② 本省令案による改正前の厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第151号）別表について、本省令案による改正前の昭和15年度分から令和2年度分までの追納加算率に令和5年各月発行の10年国債の表面利率の平均である0.6%を乗じ、各年度分の追納加算率を改定することを内容としています。</p>